# 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行令案 参照条文 目次

国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)(抄)  国土交通省組織令(平成十二年政令第二十二年政令第三十号)(抄)  国土交通省組織令(平成十二年政令第二十一号)(抄)  国土交通省組織令(平成十二年政令第二十一号)(抄)  国土交通省組織令(平成十二年政令第二十一号)(抄)  国土交通省組織令(平成十二年政令第三十号)(抄)  国土交通省組織令(平成十二年政令第三十号)(抄)  国土交通省組令(平成十二年政令第三十一号)(抄)  国土交通省組令(平成十二年政令第三十一号)(抄)  国土交通省組令(平成十二年政令第三十一号)(抄)  国土区、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、	の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十年法律第六十一
---	---------------------------------

○船舶 の 再資源化解体の適正な実施に関する法律 (平成三十年法律第六十一号)

(有害物質一覧表の作成及び確認

各号のいずれかに該当するときは、 船舶借入人。第四章(第二十二条 特別特定日本船舶の船舶所有者 (第二十五条第二項及び第七項において準用する場合を含む。)を除く。)を除き、以下同じ。)は、次の有者(当該船舶が共有されている場合にあっては船舶管理人、当該船舶が貸し渡されている場合にあっては 有害物質一覧表を作成し、次項の規定に適合することについて、 国土交通大臣の確認を受けなければなら

2 有害物質一覧表は、 その内容が当該特別特定日本船舶の状態と一致するものでなければならない。

3

(締約国の船舶に対する証書の交付)

第八条 項の確認に相当する確認をしたときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、 について有害物質一覧表確認証書に相当する証書を交付することの要請があった場合において、当該船舶の有害物質一覧表に係る第三条第一 国土交通大臣は、締約国の政府から当該締約国の船舶 (第二条第三項第二号に掲げる船舶を除く。第二十七条第一項において同じ。) 有害物質一覧表確認証書に相当する証書を交付するものとす

(再資源化解体の許可)

第十条 特定船舶の再資源化解体を行おうとする者は、 )ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。 特定船 舶 の再資源化解体の用に供する施設 ( 以 下 「特定船舶再資源化解体施設」という。

前項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、 次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならな

ものと認められる者を含む。以下この章において同じ。)の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときはその者の氏名及び住所 る名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、 取締役、 取締役、 執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかな 執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する

3 前項の申請書には、

主務省令で定める書類を添付しなければならない。 主務省令で定めるところにより、 申請者が次項第二号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面その他

- 4 はならない。 主務大臣は、 第一項の許可の申請があった場合において、 その申請 が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、 その許可をして
- 申請者が次のイからルまでのいずれにも該当しないこと。

関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、 令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令若しくは処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 この法律、労働安全衛生法 を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に 律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治四十年法律第四十五号) 七号。ニにおいて「廃棄物処理法」という。)、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法律で政 (昭和四十七年法律第五十七号)若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十 (平成三年法 又は執行

- ニ〜チ (略)
- 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

5

- に通知しなければならない。 主務大臣は、第一項の許可の申請があった場合において、不許可の処分をしたときは、遅ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの 不許可の処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、 その旨を当該申請者

- 第十一条 前条第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、 その効力を失う。
- 前条第二項から第五項までの規定は、 前項の更新について準用する。
- 3 4 (略)

## (変更の許可等)

第十二条 再資源化解体業者は、第十条第二項第五号又は第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、 務大臣の許可を受けなければならない。ただし、 主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。 主

- 2
- 3 第十条第四項及び第五項の規定は、 第一項の許可について準用する

### (承継)

- 第十三条 源化解体業者の当該業務に係るこの法律の規定による地位を承継する。 譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて主務省令で定めるところにより主務大臣の認可を受けたときは、 再資源化解体業者が第十条第一項の許可を受けた特定船舶再資源化解体施設に係る再資源化解体の業務の譲渡を行う場合において、 譲受人は、再資
- 2 継する。 主務大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、再資源化解体業者のこの法律の規定による地位を承 再資源化解体業者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について主務省令で定めるところにより
- 3 場合において、あらかじめ当該分割について主務省令で定めるところにより主務大臣の認可を受けたときは、 法人は、再資源化解体業者の当該業務に係るこの法律の規定による地位を承継する。 再資源化解体業者である法人が分割により第十条第一項の許可を受けた特定船舶再資源化解体施設に係る再資源化解体の業務を承継させる 分割により当該業務を承継した
- 船舶再資源化解体施設に係る再資源化解体の業務に係るこの法律の規定による地位を承継することとなる者」と読み替えるものとする。 ;再資源化解体を行う体制及び申請者」とあり、及び同項第二号中「申請者」とあるのは、「再資源化解体業者の第一項の許可を受けた特式第十条第四項の規定は、前三項の認可について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「特定船舶再資源化解体施設、特定船前 「再資源化解体業者の第一項の許可を受けた特定は第一号中一特定船舶再資源化解体施設、特定船舶

### 5 (略)

# (再資源化解体計画の承認)

第十八条 という。)をしようとするときは、あらかじめ、 関する計画(以下「再資源化解体計画」という。)を作成し、主務大臣の承認を受けなければならない。 あっては、当該特定船舶の船舶所有者から提供を受けた有害物質等情報。第三項において同じ。 再資源化解体業者は、特定船舶について、再資源化解体のための譲受け若しくは引受け又は再資源化解体の受託 前条の規定により提供を受けた有害物質等情報(当該特定船舶が特定外国船舶である場合に )に基づき、 当該特定船舶の再資源化解体に (以下「譲受け等」

## 2 (略)

3

定める書類を添付しなければならない。 再資源化解体計画には、 主務省令で定めるところにより、 前条の規定により提供を受けた有害物質等情報を記載した書類その他 主務省令で

## 4 (略)

5 なければならない。 主務大臣は、 第一 項の承認をしたときは、 遅滞なく、 その旨を当該再資源化解体業者及び当該再資源化解体計画に係る船舶所有者に通 知し

、特定日本船舶の譲渡し等の承認

資源化解体計画に係る特定日本船舶の譲渡し等について国土交通大臣の承認を受けなければならない。 第十七条の規定により有害物質等情報を提供した船舶所有者は、 前条の規定により再資源化解体計 画 の提出を受けたときは、

2~4 (略

(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の適用除外)

第二十四条 おいて、当該譲渡し等が締約国のうち経済産業省令・国土交通省令・環境省令で定める地域を仕向地(経由地を含む。)とする輸出に該当す二十四条(有効な再資源化解体準備証書の交付を受けている特定日本船舶の船舶所有者が当該特定日本船舶の譲渡し等をしようとする場合に るときは、 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 (平成四年法律第百八号)第四条の規定は、 適用しない。

2 (略

(譲渡し等をしないで行う再資源化解体の承認等)

第二十五条 特定船舶の船舶所有者は、自ら再資源化解体業者として譲渡し等をしないで日本国内において当該特定船舶の再資源 受けなければならない。 当該特定船舶が日本船舶である場合にあっては、当該有害物質等情報が当該特定船舶の状態と一致することについて、 うとするときは、あらかじめ、当該特定船舶に係る有害物質等情報に基づき再資源化解体計画を作成し、主務大臣の承認を受けるとともに、 国土交通大臣の確認を

2 (略)

3 おうとするときは、 特定日本船 舶の船舶所有者は、 あらかじめ、 自ら締約国再資源化解体業者として譲渡し等をしないで外国において当該特定日本船舶の再資源化解体を行 当該特定日本船舶の譲渡し等をしないで行う再資源化解体について、 国土交通大臣の承認を受けなけ

4~7 (略)

(締約国の船舶に対する証書の交付)

第二十七条 を除き、以下同じ。)に相当する証書を交付することの要請があった場合において、 十五条第二項及び第七項において準用する場合を含む。)に規定する再資源化解体準備証書をいう。第三十二条第一項第二号から第四号まで二十七条 国土交通大臣は、締約国の政府から当該締約国の次の各号に掲げる船舶について再資源化解体準備証書(第二十一条第一項(第二 は確認をしたときは、当該船舶の船舶所有者又は船長に対し、再資源化解体準備証書に相当する証書を交付するものとする。 当該船舶の区分に応じそれぞれ当該各号に定める承認又

次号及び第三号に掲げる船舶以外の船舶 譲渡し等をしないで日本国内において再資源化解体が行われる船舶(第二十五条第二項において準用する第十八条第五項の規定による通 当該船舶の譲渡し等に係る第二十条第一項の承認に相当する承認

当該船舶の有害物質等情報に係る第二十五条第一項の確認に相当する確認

に係るものに限る。)

項の承認に相当する承認 譲渡し等をしないで外国に おい て再資源化解体が行わ れ る船 舶 当該 船 舶 0 譲 渡し等をしないで行う再資源化 解体に係る第二十五条第三

2 (略

(船級協会による有害物質一覧表に係る確認)

船舶については、当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該有害物質一覧表に係る第三条第一項の確認をしたものとみなす。 前項の規定による登録を受けた者 国土交通大臣は、 船級の登録に関する業務を行う者の申請により、その者を有害物質一覧表に係る確認をする者として登録する。 (次項において「船級協会」という。) が有害物質一覧表に係る確認をし、 かつ、船級の 登録をした日本

3 三十第四項、 条の四十九」とあるのは「第二十五条の四十九第二項」と、同法第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号中「第二十五条の 務所において確認業務を行う船級協会(以下「外国船級協会」という。)」と、同法第二十五条の五十五から第二十五条の五十八まで、第二 二十五条の五十八第二項第三号、第二十五条の五十九及び第二十五条の六十二第四号中「検定業務」とあるのは「確認業務」と、同法第二十 第一項第一号中「別表第一に掲げる機械器具」とあるのは「スペクトル分析器、放射線測定器」と、同項第三号イ、第二十五条の五十六、 規定は、第一項の規定による登録、船級協会及び船級協会がする前項の確認について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七 五十四、第二十五条の五十八第一項第二号、第二十五条の六十二第三号並びに第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。)の 十五条の六十及び第二十五条の六十一第一項中「外国登録検定機関」とあるのは「外国船級協会」と、同法第二十五条の五十六中「第二十五 八第一項中「検定業務の」とあるのは「確認業務の」と、同法第二十五条の五十一第三項中「外国登録検定機関」とあるのは「外国にある事 前二条」とあるのは「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律第三十条第一項及び前条」と、同法第二十五条の五十一(見出しを含む。 五条の四十七第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十年法律第六十 )及び第二十五条の五十八第一項第四号中「検定業務規程」とあるのは「確認業務規程」と、同法第二十五条の五十一及び第二十五条の五十 号)又はこれらの法律」と、同条第三項中「登録検定機関登録簿」とあるのは「船級協会登録簿」と、同法第二十五条の四十八第二項中「 船舶安全法第三章第一節(同法第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五 五十二 とあるのは「第二十五条の五十」と読み替えるものとする。 第二十五条の五十一第三項」とあるのは「第二十五条の五十一第三項」と、 同条第一項第三号中「第二十五条の五十、第二十五

、船級協会による特定日本船舶の譲渡し等の承認等)

をする者として登録する。 国土交通大臣は、 船級の登録に関する業務を行う者の申請により、 その者を次に掲げる承認又は確認 ( 以 下

〜三 (略)

2 Ó 規定による登録を受けた者 (次項において「船級協会」という。 が承認等をし、 かつ、 船級の登録をした特定日本船 舶については

当該船級を有する間 は、 国土交通大臣が次の各号に掲げる承認等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める承認又は確認をしたものとみなす。

3 三項後段中「確認業務」」とあるのは「承認等業務」」と、前条第三項の規定は、第一項の規定による登録、船級協会 るのは「承認等業務規程」と、 「確認業務の」とあるのは あるのは「承認等業務の」と、「確認業務を」とあるのは「承認等業務を」と読み替えるも務」」と、「第三十条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「確認業務規程」とあ、船級協会及び船級協会がする前項の承認等について準用する。この場合において、同条第

## (手数料の納付

第三十八条 次に掲げる者(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をい う。次項及び附則第五条第六項において同じ。)(業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。 く。)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。 同項において同じ。 。 ) を除

第三条第一項の確認(第八条の当該確認に相当する確認を含む。)を受けようとする者

有害物質一覧表確認証書の交付を受けようとする者(第三十条第二項に規定する船級協会がする同項の確認に係る有害物質一覧表確認証

書の交付を受けようとする者に限る。)

確認(第二十七条第一項の当該確認に相当する確認を含む。)を受けようとする者 第二十条第一項若しくは第二十五条第三項の承認(第二十七条第一項のこれらの承認に相当する承認を含む。)又は第二十五条第 項の

兀 書の交付を受けようとする者に限る。) 再資源化解体準備証書の交付を受けようとする者(第三十一条第二項に規定する船級協会がする同 項の承認等に係る再資源 化解 体準備 証

五. 有害物質一覧表確認証書又は再資源化解体準備証書の再交付又は書換えを受けようとする者

2 ものに限る。)を除く。 第十八条第一項又は第二十五条第一項の承認を受けようとする者(国及び独立行政法人(業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める )は、実費を勘案して主務省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(施行期日)

第一条 この法律は、 る。 条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。 ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行す

附則第十条の規定 公布の日

附則第五条から第九条まで、第十一条及び第十三条の規定 この法律の施行の日 ( 以 下 「施行日」という。) 前の政令で定める日

ついて同条第一項の確認に相当する確認 国土交通大臣 は、施行日前においても、 (以下「相当確認」という。)をすることができる。 日本船舶の船舶所有者の申請により、 有害物質 一覧表が第三条第二項の規定に適合することに

- 2 いう。)を交付しなければならない。 国土交通大臣は、相当確認をしたときは、当該相当確認を受けた者に対し、 有害物質一覧表確認証書に相当する証書 ( 以 下
- れぞれ国土交通大臣がした第三条第一項の確認及び交付した有害物質一覧表確認証書とみなす。この場合において、 て有害物質の種類又は量を変更させる改造又は修理を行ったことその他の国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、そ 起算日は、 国土交通大臣が相当確認をし、及び相当証書を交付したときは、 前項の規定によりその交付をした日とする。 当該相当確認及び当該相当証書は、 施行日までの間に当該 当該相当証 日 書の有効期間
- 第一項の申請は、施行日までの間にその申請に対する処分がされなかったときは、 施行日において、第三条第一項の確認の申請とみなす。
- な事項は、国土交通省令で定める。 相当確認の申請書の様式その他相当確認に関し必要な事項並びに相当証書の様式並びに交付、 再交付及び書換えその他相当証書に関し必要
- 次に掲げる者(国及び独立行政法人を除く。)は、実費を勘案して国土交通省令で定める額の手数料を国に納付しなければならない
- 一 国土交通大臣がする相当確認を受けようとする者
- 二 相当証書の交付を受けようとする者(次条第二項に規定する相当確認船級協会がする相当確認に係る相当証書の交付を受けようとする者 に限る。)
- 一相当証書の再交付又は書換えを受けようとする者

第六条 とができる 国土交通大臣は、 船級の登録に関する業務を行う者の申請により、 施行日前においても、 その者を相当確認をする者として登録するこ

- 当該船級を有する間は、国土交通大臣が当該有害物質一覧表に係る相当確認をしたものとみなす。 前項の規定による登録を受けた者(以下「相当確認船級協会」という。)が相当確認をし、かつ、 船級の登録をした日本船 船については
- 3 とあるのは「相当確認業務の」と、「確認業務を行う船級協会」とあるのは とあるのは「外国相当確認船級協会」と読み替えるものとする。 の場合において、同条第三項後段中「確認業務」」とあるのは「相当確認業務」」と、「船級協会登録簿」とあるのは「相当確認船級協会登 第三十条第三項の規定は、第一項の規定による登録、相当確認船級協会及び相当確認船級協会がする前項の相当確認について準用する。こ 「第三十条第一項」とあるのは「附則第六条第一項」と、「確認業務規程」とあるのは「相当確認業務規程」と、 「相当確認業務を行う相当確認船級協会」と、 「外国船級協会」 「確認業務の」
- 相当確認船級協会は、 施行日において、第三十条第一項の規定による登録を受けた者とみなす。

第七条 日 本の 相当 確認船級協会の役員又は職員が、 前条第二項 の相当確認に関して、 賄賂を収受し、 又はその要求若しくは約束をしたときは

三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

- 2 前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。
- 3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 4 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。
- 5 偽りその他不正の手段により相当証書の交付を受けた者は、 一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 6 したときは、その違反行為をした相当確認船級協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 前条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十八第一項の規定による業務の停止の命令に違反
- 7 たときは、その違反行為をした相当確認船級協会の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。 前条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をし
- 忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。 前条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十一第一項の規定による検査を拒み、 又は
- きは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本項の罰金刑を科する。 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五項又は前項の違反行為をしたと
- く。)は、二十万円以下の過料に処する。 用する第三十条第三項において準用する同法第二十五条の五十三第二項各号の請求を拒んだ者(外国にある事務所において業務を行う者を除 置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは財務諸表等に虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに前条第三項において準用する第三十条第三項において準用する第三十条第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて

## (準備行為)

第十条第一項の許可を受けようとする者は、 施行日前においても、 同条第二項及び第三項の規定の例により、 その申請を行うことがで

第九条 可の申請についても、 第三十条第三項(第三十一条第三項において準用する場合を含む。)において準用する船舶安全法第二十五条の五十一第一項の規定による認 第三十条第一項又は第三十一条第一項の規定による登録を受けようとする者は、施行日前においても、その申請を行うことができる。 同様とする。

## (政令への委任

で定める。 附則第二条から前条までに定めるもののほか、 この法律の施行に関し必要となる経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。 は、

〇廃 物 0 処理及び清掃に関する法律 (昭 和四 十五 年 法律第百三十七号)

# (維持管理積立金)

第八条の五 に係る埋立処分の終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間、毎年度、特定一般廃棄物最終処分場ごとに、都道府じ。)について第八条第一項の許可を受けた者(以下「特定一般廃棄物最終処分場の設置者」という。)は、当該特定一般廃棄物最終処分場7八条の五 特定一般廃棄物最終処分場(一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場であつて、環境省令で定めるものをいう。以下同 県知事が第四項の規定により通知する額の金銭を維持管理積立金として積み立てなければならない。

3 8 (略)維持管理積立金は、 機構が管理する。

4 ( 8

第十五条の二の について同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第八条の四中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあり、及び「可を受けたものに限る。)について、第八条の五の規定は産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であつて環境省令で定めるもの7十五条の二の四(第八条の四の規定は産業廃棄物処理施設の設置者(第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第一項の許 定産業廃棄物最終処分場」と、同条第七項中「第九条の五第三項、第九条の六第一項又は第九条の七第一項」とあるのは「第十五条の四にお 終処分場」と、「第八条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、同条第四項及び第六項中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特産業廃棄物最終処分場」と、「一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場」とあるのは「産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最 当該一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、第八条の五第一項中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定 るものとする。 いて準用する第九条の五第三項、 第九条の六第一項又は第九条の七第一 項」と、 「第八条第一項」とあるのは 「第十五条第一項」と読み替え

# ○船舶安全法 (昭和八年法律第十一号)

## (登録の要件等)

第二十五条の四十七 国土交通大臣は、 前条の規定により登録の申請をした者 (以下この項及び次項において「登録申請者」という。)

が次に

掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなけ れ ばならない。 この場合において、 登 量録に関 して必要な手続は、 土交通省令

- 一 別表第一に掲げる機械器具その他の設備を用いて検定を行うものであること。
- 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検定を行うものであること。
- 別表第二の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、 船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、 それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上の実務の経験を有すること。 改造、 修理又は整備に関する研究、 設計、
- 年以上の実務の経験を有すること。 船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、 改造、 修理又は整備に関する研究、 設計、 工事の監督又は検査について六
- ハ イ又は口に掲げる者と同等以上の知識経験を有すること。
- 者(以下この号及び第二十五条の五十三第二項において「船舶関連事業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当す一登録申請者が、船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販売を業とする
- るものでないこと。 一項に規定する親法人をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において検定に係る業務(以下「検定業務」という。)を行おうとす 登録申請者が株式会社である場合にあつては、船舶関連事業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第

る者である場合にあつては、外国における会社法の親法人に相当するものを含む。)であること。

- る船舶関連事業者の役員又は職員(過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えてい登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員)に占め
- 員又は職員であつた者を含む。)であること。 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員) が、 船舶関連事業者の役員又は職員 (過 去二年間に当該船舶関連事業者の役
- 国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。
- 二年を経過しない者 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、 その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなつた日から
- 第二十五条の五十八第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取 消しの日から二年を経過し ない者
- 3 登録は、登録検定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏
- 一 登録を受けた者が検定を行う事業所の所在地

## 兀 前三号に掲げるもの のほ か、 国土交通省令で定める事項

(登録の更

第二十五条の四十八 前二条の規定は、 前項の登録の更新について準用する。 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、 その期間の経過によつて、 その効力を失う。

2

第二十五条の四十九 (検定の義務)

(略)

2 登録検定機関は 公正に、 かつ、 第二十五条の四十七第一項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により検定を行わなければなら

ない。

3 • 4

(登録事項の変更の届出

第二十五条の五十 登録検定機関は、第二十五条の四十七第三項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようと する日の二週間前までに、 国土交通大臣に届け出なければならない。

検定業務規程

第二十五条の五十一 通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、 登録検定機関は、検定業務の開始前に、検定業務の実施に関する規程 同様とする。 (以下「検定業務規程」という。 )を定め、 国土交

2 他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。 検定業務規程には、検定業務の実施方法、専任の管理責任者の選任その他の検定業務の信頼性を確保するための措置、 検定に関する料金そ

3 国登録検定機関を除く。)に対し、その検定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。 国土交通大臣は、第一項の認可をした検定業務規程が検定業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、 登録 検定機関 外

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十五条の五十三 登録検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、 記録を含む。 次項、 第二十五条の五十八第二項第四号及び第二十五条の六十六において「財務諸表等」という。 を作成し、 国土交通

大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

- 2 は第四号の請求をするには、登録検定機関の定めた費用を支払わなければならない。 船舶関連事業者その他の利害関係人は、登録検定機関の業務時間内は、いつでも、 次に掲げる請求をすることができる。ただし、
- 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- ものの閲覧又は謄写の請求 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、 当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示した
- 書面の交付の請求 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した

(適合命令)

第二十五条の五十五 国土交通大臣は、登録検定機関 なつたと認めるときは、 その登録検定機関に対し、 これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (外国登録検定機関を除く。) が第二十五条の四十七第一項各号のいずれかに適合しなく

## (改善命令)

第二十五条の五十六 国土交通大臣は、登録検定機関 べきことを命ずることができる。 は、その登録検定機関に対し、同条の規定による検定業務を行うべきこと又は検定の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとる (外国登録検定機関を除く。) が第二十五条の四十九の規定に違反していると認めるとき

第二十五条の五十七 第二十五条の三十第四項、第二十五条の五十一第三項、第二十五条の五十五及び前条の規定は、 て準用する。この場合において、これらの規定中「命ずる」とあるのは、 「請求する」と読み替えるものとする。 外国登録検定機関

# (登録の取消し等)

- 第二十五条の五十八 国土交通大臣は、登録検定機関(外国登録検定機関を除く。)が次の各号のいずれかに該当するときは、 消し、又は期間を定めて検定業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 その登録を取り
- 一 第二十五条の四十七第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 第二十五条の五十、 第二十五条の五十二、第二十五条の五十三第一項又は次条の規定に違反したとき。

第二十五条の五十一第三項の規定による命令に違反したとき。第二十五条の五十一第一項の規定により認可を受けた検定業務規程によらないで検定を行つたとき。

五四

六 正当な理由がないのに第二十五条の五十三第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

七 第二十五条の五十五又は第二十五条の五十六の規定による命令に違反したとき。

不正の手段により登録を受けたとき。

国土交通大臣は、外国登録検定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

前項第一号、第三号(第二十五条の五十三第一項に係る部分を除く。)、第四号又は第八号のいずれかに該当するとき。

前条の規定により読み替えて準用する第二十五条の三十第四項、 第二十五条の五十一第三項、 第二十五条の五十五又は第二十五条の五十

六の規定による請求に応じなかつたとき。

国土交通大臣が、外国登録検定機関が前二号のいずれかに該当すると認めて、 期間を定めて検定業務の全部又は 一部の停止を請求した場

合において、その請求に応じなかつたとき。

をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。 第二十五条の五十三第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載

国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、

五.

合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。 国土交通大臣が、この法律を施行するため必要があると認めて、 その職員に外国登録検定機関の事務所又は事業所に立ち入らせ、 業務の

外国登録検定機関に対しその業務又は経理の状況に関し報告を求めた場

状況又は帳簿、 書類その他の物件を検査させようとした場合において、 その検査が拒まれ、 妨げられ、 又は忌避されたとき。

次項の規定による費用の負担をしないとき。

3

!項第六号の検査に要する費用 (政令で定めるものに限る。 は、 当該検査を受ける外国登録検定機関の負担とする。

、帳簿の記載

第二十五条の五十九 登録検定機関は、 国土交通省令で定めるところにより、 帳簿を備え、 検定業務に関し国土交通省令で定める事項を記載

これを保存しなければならない。

(報告の徴収

第二十五条の六十 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、 登録検定機関 (外国登録検定機関を除く。 に対し、

その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査

- 第二十五条の六十一 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、 除く。)の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 登録検定機関 国 登 検定機関を
- 2 提示しなければならない。 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、 かつ、 関係者の請求があるときは、
- 第一項の規定による立入検査の権限は、 犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十五条の六十二 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 登録をしたとき。
- 三二 第二十五条の五十の規定による届出があつたとき。

第二十五条の五十八第二項の規定により登録を取り消したとき。第二十五条の五十八第一項の規定により登録を取り消し、又は検定業務の停止を命じたとき。

第二十五条の六十八 前節(第二十五条の四十六を除く。)の規定は、第六条ノ五の規定による登録、登録検査確認機関並びに登録検査確認機 員」とあるのは「検査確認員」と読み替えるものとする。認を受けた型式」とあるのは「小型船舶が第二条第一項の国土交通省令又は国土交通省令・ 同項第三号中「船舶又は」とあるのは「小型船舶又は」と、第二十五条の四十九第三項中「船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承関が行う検査及び確認について準用する。この場合において、第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「別表第三」と、 農林水産省令」と、 同項及び同条第四項中

第二十五条の七十 第一節(第二十五条の四十六、第二十五条の四十九第一項、第三項及び第四項、第二十五条の五十二、第二十五条の五十四 号中「別表第一」とあるのは、 規定は、第八条の規定による登録、船級協会及び船級協会が行う検査について準用する。 並びに第二十五条の五十七及び第二十五条の五十八第二項第二号(第二十五条の三十第四項の規定の準用に係る部分に限る。)を除く。)の 「別表第四」と読み替えるものとする。 この場合において、第二十五条の四十七第一項第一

グルモノハ国土交通省令ヲ以テ之ヲ定ム 危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ運送及貯蔵 .関スル事項並ニ危険及気象ノ通報其ノ他船舶航行上ノ危険防止 ニ関スル事項ニシテ左

- 危険物其ノ他ノ特殊貨物 収納、 積 附其ノ 他 ノ運 送及貯蔵ニ 関 ス ル 技 術的
- 前号ノ技術的基準ニ適合シタルコトノ検査
- 救命信号ノ使用方法其ノ他ノ危険及気象ノ通報ニ関スル 事 項
- 前三号ノ外特殊貨物ノ運送及貯蔵並ニ船舶航行上ノ危険防止ニ関シ必要ナル 項

② (4)

- ケタル者(以下登録検査機関ト称ス)ガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ 第一項第二号ノ検査ハ管海官庁又ハ第七項ニ於テ準用スル第二十五条の四十六及第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣
- 6
- 号の技術的基準ト同項及同条第四項中検定員トアルハ検査員ト別表第二中船舶又は機械トアリ船舶若しくは機械トアルハ船舶トス 条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、 輸入若しくは販売トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵ト第二十五条の四十九第三項中船舶又は物件が第六 積付けその他の運送及び貯蔵の監督ト同項第三号中船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、改造、修理、 第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督トアルハ危険物その他の特殊貨物の収納、 十七第一項第一号中別表第一トアルハ別表第五の上欄に掲げる検査の区分に応じ、 第五項ノ登録、登録検査機関及登録検査機関 ノ行フ第一項第二号ノ検査ニ付テハ前章第 それぞれ同表の下欄ト同項第二号イ及ロ中船舶又は第二条八前章第一節ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条の四 積付けその他の運送及び貯蔵が第二十八条第一項第一 整備、

第二十九条ノ三 ノミニ関スルモノニ付テハ国土交通省令・農林水産省令)ヲ以テ之ヲ定ム 前各条ニ規定スルモノノ外本法並ニ船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関スル条約 /施行ニ 関シ必要ナル 事項 ハ国土交通省令 ( 漁 船

- を受けた型式に適合するかどうかの判定トアルハ船舶の堪航性及び人命の安全に関する条約に関する証書の発給ト同項及同 号中別表第一トアルハ別表第六ト第二十五条の四十九第三項中検定を行う場合において、 ・中別表第一トアルハ別表第六ト第二十五条の四十九第三項中検定を行う場合において、船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認前項ノ証書ノ発給、登録及当該登録ヲ受ケタル船級協会ニ付テハ前章第一節ノ規定ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ第二十五条の四十七第一項第一 ハ証書発給員トス 条第四項中検定員
- ○船舶安全法 施 行令 (昭和九年勅令第十三号)
- 甪 スル場合ヲ含ム) [舶安全法第二十五条の四十八第一 ノ政令ヲ以テ定ムル期間ハ三年トス 項 (同法第二十五条の六十八、 第二十五条の七十、 第二十八条第七項及第二十九条ノ三第三項ニ於

第四 テ之ヲ定ム 事業所ノ所在地ニ出張スルニ要スル旅費ノ額ニ相当スルモノトス此ノ場合ニ於テ其ノ旅費ノ額ノ計算ニ関シ必要ナル細目ハ国土交通省令ヲ以 - 準用スル場合ヲ含ム)ノ政令ヲ以テ定ムル費用ハ同法第二十五条の五十八第二項第六号ノ検査ノ為同号ノ職員ガ其ノ検査ニ係ル事務所又ハ1条 船舶安全法第二十五条の五十八第三項(同法第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及第二十九条ノ三第三項ニ於

# ○大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)(抄

### (目的)

第一条 この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、 健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任に を規制し、 水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出 いて定めることにより、 有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気の汚染に関し、 被害者の保護を図ることを目的とする。 揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し 国民の

# ○騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)(抄)

### (目的)

第 一条 この法律は、 自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、 工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴つて発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうと 生活環境を保全し、 国民の健康の保護に資することを目的とする。

# ○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和四 十五年法律第百三十六号)

### 目的)

第一 排出すること、 この法律は、 海底の下に油、 船舶、 海洋施設及び航空機から海洋に油、 有害液体物質等及び廃棄物を廃棄すること、 有害液体物質等及び廃棄物を排出すること、 船舶から大気中に排出ガスを放出すること並びに船舶及び海洋施 船 舶から海洋に有害水バラストを

保全等並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。 廃棄物その他の物の防除並びに海上火災の発生及び拡大の防止並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止のための措置を講ずることによ 設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制し、 海洋汚染等及び海上災害を防止し、あわせて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、 廃油の適正な処理を確保するとともに、排出された油、 もつて海洋環境の 有害液体物質等、

# ○水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)(抄

(目的)

第一 害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。 実施を推進すること等によつて、公共用水域及び地下水の水質の汚濁(水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。)の防止を図 条この法律は、 もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被 工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排 水対策の

# ○悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)(炒

(目的)

第 ことにより、 | 条 この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭について必要な規制を行い、 生活環境を保全し、 国民の健康の保護に資することを目的とする。 その他悪臭防 止対策を推進する

# ○振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)(抄)

(目的)

第一

この法律は、 道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、 工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴つて発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとと 生活環境を保全し、 国民の健康の保護に資することを目的とする。

○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)(対

(目的)

第一条 この法律は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約 実施を確保するため、 に資することを目的とする。 特定有害廃棄物等の輸出、 輸入、 運搬及び処分の規制に関する措置を講じ、 (以下「条約」という。) 等の的 もって人の健康の保護及び生活環境の保全 確かつ円滑

(定義等)

第二条 この法律において「特定有害廃棄物等」とは、次に掲げる物 物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。 (船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であって政令で定めるもの並びに放射性

もの(条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め(以下「条約以外の協定等」という。)に基づきその輸条約附属書Ⅳに掲げる処分作業(以下「処分」という。)を行うために輸出され、又は輸入される物であって、次のいずれかに該当する 輸入、運搬(これに伴う保管を含む。以下同じ。)及び処分について規制を行う必要がない物であって政令で定めるものを除く。) 条約附属書Ⅰに掲げる物のうち、条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性のいずれかを有するものであって、その処分の目的ごとに、かつ、

- 条約附属書Ⅱに掲げる物

輸出及び輸入の別に応じて環境省令で定めるもの

政令で定めるところにより、条約第三条1又は2の規定により我が国が条約の事務局へ通報した物

域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして環境省令で定めるもの 条約第三条3の規定により条約の事務局から通報された物であって、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は当該地

あって、当該条約締約国を仕向地又は経由地とする輸出に係るものとして環境省令で定めるもの 条約の締約国である外国(以下このホにおいて「条約締約国」という。) において条約第一条1に規定する有害廃棄物とされている物で

条約以外の協定等に基づきその輸出、 輸入、 運搬及び処分について規制を行うことが必要な物であって政令で定めるもの

· 3 (略)

(輸出の承認)

第四条 より、 輸出の承認を受ける義務を課せられるものとする。 特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、 外国為替及び外国貿易法 (昭和二十四年法律第二百二十八号) 第四十八条第三項の規定に

2~4 (略)

# ○ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第百五号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、 に係る措置等を定めることにより、 る環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、 国民の健康の保護を図ることを目的とする。 必要な規制、 ダイオキシン類によ 汚染土壌

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成十三年法律第六十五号)

(目的等)

第一条 この法律は、ポリ塩化ビフェニルが難分解性の性状を有し、 こと並びに我が国においてポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあることにかんがみ、ポリ塩化ビフェニル廃棄 物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することによ その確実かつ適正な処理を推進し、 もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。 かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質である

2 (略

○外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)(抄

(輸出の許可等)

第四十八条

2

3 するために必要な範囲内で、 その他の国際約束を誠実に履行するため、 により貨物を輸出しようとする者に対し、経済産業大臣は、前二項に定める場合の 前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引 政令で定めるところにより、 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、 国際収支の均衡の維持のため、 承認を受ける義務を課することができる。 外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約 又は第十条第一項の閣議決定を実施

# ○輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)(抄)

第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければ(輸出の承認)

一 別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出ならない。

一の二・二 (略)

2 • 3

別表第二(第二条、第四条、第十二条関係)

(略)	(略)	(略)
⟨° )	<∘)	
北の公海を除	(二) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物((一)に掲げるものを除	
六十度の線以	する特定有害廃棄物等	
全地域(南緯	(一) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第百八号)第二条第一項に規定	三五の二
(略)	(略)	(略)
地域	貨物	

○国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)(抄)

一~六十二 (略) 第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。

2 • 3

○公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益 にかかわる法律として別表に掲げるもの(これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。)に規定する罪の犯罪行為の事実 一の保護

分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告等に従わない事実である場合における当該他の 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実 (当該処

4 (略)

処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。)

別表 (第二条関係)

一~七 (略)

前各号に掲げるもののほか、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、 財産その他の利益の保護にかかわる法律として政令で定めるもの 環境の保全、 公正な競争の確保その他の国民の生命、

○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第百四十六号) (抄)

公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

~四百四十九 (略)

四百五十 住宅宿泊事業法 (平成二十九年法律第六十五号)

○国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)(抄)

(定義)

身

一~四 (略) 第三十四条 この法律において、 次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。

五. 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な官職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として内閣総理大臣が定めるもの

六・七( (略)

2 前項第五号の標準的な官職は、 係員、 係長、 課長補佐、 課長その他の官職とし、 職制上の段階及び職務の種類に応じ、 政令で定める。

○標準的な官職を定める政令(平成二十一年政令第三十号) (抄)

表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。国家公務員法第三十四条第二項の標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種 欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職
一~二十四 (略)	(略)	(略)	(略)
二十五 船舶検査の執行、船	一 国土交通省海事局	一 内閣官房令で定める職制	この項第三欄第一号の内閣官房
舶若しくは物件の型式承認の		上の段階	令で定める職制上の段階に応
執行、型式承認を受けた船舶			じ、内閣官房令で定める標準的
若しくは物件の検定の執行、			な官職
危険物その他の特殊貨物の積	一 沖縄総合事務局及び地方運輸	二 内閣官房令で定める職制	この項第三欄第二号の内閣官房
付けの検査の執行、船舶に設	局(次号から第五号までに掲	上の段階	令で定める職制上の段階に応
置される原動機からの窒素酸	げる地方支分部局を除く。)		じ、内閣官房令で定める標準的
化物の放出量確認、原動機取			な官職
扱手引書の承認、二酸化炭素	三 運輸監理部 (次号及び第五号	三 内閣官房令で定める職制	この項第三欄第三号の内閣官房
放出抑制航行手引書の承認、	に掲げる地方支分部局を除	上の段階	令で定める職制上の段階に応

				は水上運送事業に係るエネル
				務の審査に関する事務若しく
				くは船舶保安規程の審査の事
				級協会の行う船舶の検査若し
				証書の検査に関する事務、船
				の執行若しくはトン数に係る
				の防止に係る監督に係る検査
				全の確保若しくは海洋汚染等
				船舶に対する船舶の航行の安
な官職				程の承認に関する事務、外国
じ、内閣官房令で定める標準的				等の作成若しくは船舶保安規
令で定める職制上の段階に	上の段階	運輸支局の事務所	運輸	行、船舶のトン数に係る証書
閣官房令で定める職制 この項第三欄第五号の内閣官房	五 内閣官房令	方運輸局、運輸監理部又は	五地方	行、船舶のトン数の測度の執
な官職				出防止措置手引書の検査の執
じ、内閣官房令で定める標準的				象設備若しくは揮発性物質放
令で定める職制上の段階に	上の段階	支分部局を除く。)	支分	引書等、大気汚染防止検査対
閣官房令で定める職制 この項第三欄第四号の内閣官房	四内閣官房令公	運輸支局(次号に掲げる地方	四運輸	等、海洋汚染防止緊急措置手
な官職				る確認、海洋汚染防止設備
じ、内閣官房令で定める標準的		)	<	二酸化炭素放出抑制指標に係

(器) (器) 十三〜汁十二	さどる官職の職務	験の執行に関する事務をつか	の試験問題の作成若しくは試	くは小型船舶操縦士国家試験	有者の承認のための試験若し	試験、締約国資格証明書の受	験、水先人試験、海技士国家	員の資格の認定のための試	限る。)に関する事務又は船	(船舶の施設に関するものに
(略)										
(鮥)										

○国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)(抄)

十五 (略) 十五 (略) 十一二 (略) 十二条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。 にと。 流通及び消費の増進、

船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する

改善及び調整に関すること。

(海洋・環境政策課の所掌事務)

第百四十三条 海洋・ 環境政策課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

設備、揮発性物質放出防止措置手引書、二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標の基準の設定並びにこれらの設備等に、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象 関する検査制度の企画及び立案に関すること。

船舶に関する原子力の利用に関すること。

八七 海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する制度の企画及び立案に関すること。

# (船舶産業課の所掌事務)

第百四十七条 船舶産業課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

(略

船舶、 船 舶 用機関及び船舶用品の製造、 修繕、 流通及び消費の増進、 改善及び調整に関すること(海洋・環境政策課の所掌に属するもの

を除く。

### 三 · 四 (略)

(検査測度課の所掌事務)

第百五十条 検査測度課は、 次に掲げる事務をつかさどる。

## (略)

設 備、 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、 揮発性物質放出防止措置手引書、二酸化炭素放出抑制航行手引書及び二酸化炭素放出抑制指標に関すること 海洋汚染防止緊急措置手引書等、 (海洋・環境政策課の所 大気汚染防止検査対象

### 兀 (略)

掌に属するものを除く。)。

Ŧī. 船舶のトン数の 測度及び登録に関すること。

六 船 舶 の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船 舶の監督に関すること (他課の所掌に属するものを除く。)。

### 附則

(海事局の所掌事務の特例)

第五条の三 海事局は、第十三条各号に掲げる事務のほか、当分の間、 平成二十四年法律第五十二号)第三条第一項に規定する特定保険者交付金交付契約 付契約」という。 )に関する事務をつかさどる。 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法 (附則第二十五条の二において単に 「特定保険者交付金交

(海事局安全政策課の所掌事務の特例)

第二十五条の二 海事局安全政策課は、第百四十二条各号に掲げる事務のほか、 当分の間、 特定保険者交付金交付契約に関する事務をつかさど

(海事局内航課の所掌事務の特例)

第二十六条 海事局内航課は、 政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務に関する事務をつかさどる。 第百四十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う独立行

○環境省組織令(平成十二年政令第二百五十六号)(抄

(廃棄物規制課の所掌事務)

第四十三条 廃棄物規制課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一~五 (略)

む。)の規定による維持管理積立金の管理に係ることに限る。)に関すること。 独立行政法人環境再生保全機構の行う業務 (廃棄物処理法第八条の五第三項 (廃棄物処理法第十五条の二の四において準用する場合を含